

四月は統一地方選挙です

市長選は記号式投票に

四月は地方選挙の日です。市長、議員の三つの選挙が行われ、その選挙は、市民の生活に大きな影響を及ぼします。市民の手で、まちを良くしていきましょう。

選挙権

三月十日現在、本市の選挙権を有する市民は、約四万七千人と推定されています。選挙権を有する市民は、四月十日から二十日までの十日間、市長選と議員選の投票を行います。



三月十日現在、本市の選挙権を有する市民は、約四万七千人と推定されています。選挙権を有する市民は、四月十日から二十日までの十日間、市長選と議員選の投票を行います。

不在者投票

不在者投票は、投票日当日、投票所に行けず、かつ、投票所に届いた投票用紙を提出するものです。不在者投票は、投票日の前日までに投票所に行き、不在者投票の申請を行います。

建設省調査団が来市

建設省調査団は、本市の都市計画、交通、防災などの調査のため、本市に調査に来ています。調査団は、本市の都市計画、交通、防災などの調査を行い、調査結果を報告書として提出します。

固定資産税などを減免

本市は、固定資産税、市営住宅費、市営バス料などを減免しています。減免の対象となるのは、市営住宅の借居者、市営バスを利用する乗客などです。減免の申請は、市役所で行うことができます。

選挙管理委員会を選出

選挙管理委員会は、選挙の公正な実施を確保するために設置されています。選挙管理委員会は、選挙の準備、実施、結果の集計などを行います。選挙管理委員会の選出は、選挙日前に行われます。

限度額は八十万円に

本市は、選挙費用の限度額を八十万円に引き上げました。これは、選挙の公正な実施を確保するために必要と判断されたためです。選挙費用の限度額は、選挙日前に決定されます。

市内の河川は、治水対策を進めています。治水対策は、治水施設の整備、治水施設の維持管理などを行います。治水対策は、治水施設の整備、治水施設の維持管理などを行います。



本市は、治水対策を進めています。治水対策は、治水施設の整備、治水施設の維持管理などを行います。

本市は、固定資産税、市営住宅費、市営バス料などを減免しています。減免の対象となるのは、市営住宅の借居者、市営バスを利用する乗客などです。減免の申請は、市役所で行うことができます。

選挙管理委員会は、選挙の公正な実施を確保するために設置されています。選挙管理委員会は、選挙の準備、実施、結果の集計などを行います。選挙管理委員会の選出は、選挙日前に行われます。

わが家の防火総点検

火の用心

火事は、命と財産を奪う大きな災害です。防火対策は、火災の発生を防ぐために必要です。防火対策は、防火施設の整備、防火施設の維持管理などを行います。

火事は、命と財産を奪う大きな災害です。防火対策は、火災の発生を防ぐために必要です。防火対策は、防火施設の整備、防火施設の維持管理などを行います。

火事は、命と財産を奪う大きな災害です。防火対策は、火災の発生を防ぐために必要です。防火対策は、防火施設の整備、防火施設の維持管理などを行います。

選挙管理委員会を選出

固定資産税などを減免

本市は、固定資産税、市営住宅費、市営バス料などを減免しています。減免の対象となるのは、市営住宅の借居者、市営バスを利用する乗客などです。減免の申請は、市役所で行うことができます。

選挙管理委員会は、選挙の公正な実施を確保するために設置されています。選挙管理委員会は、選挙の準備、実施、結果の集計などを行います。選挙管理委員会の選出は、選挙日前に行われます。

わが家の防火総点検

火の用心

火事は、命と財産を奪う大きな災害です。防火対策は、火災の発生を防ぐために必要です。防火対策は、防火施設の整備、防火施設の維持管理などを行います。

火事は、命と財産を奪う大きな災害です。防火対策は、火災の発生を防ぐために必要です。防火対策は、防火施設の整備、防火施設の維持管理などを行います。

火事は、命と財産を奪う大きな災害です。防火対策は、火災の発生を防ぐために必要です。防火対策は、防火施設の整備、防火施設の維持管理などを行います。

勤労青少年 ホームだより

<3月行事のお知らせ>

- 社交ダンス講習会
27日午後7時 運動場
- 茶道教室
29日午後7時 和室

公民館だより

- 24日午後1.00~4.00 運営審議会 本館
- 24日午後7.00~9.00 十日町地区 本館
運営委員会
- 26日午後7.00~9.30 青年学級研 本館
究会
- 28日午後1.00~2.30 講演会 六箇地区
公民館

寄付ありがとう

- 社会福祉事業に寄付(敬称略)
金1,000円 本町6丁目2 浜井トシ
金25,000円 市内 ライオンズクラブ
金3,450円 本町4丁目 大島鴻之助
- 書具返し
金5万円 本町3丁目 根津万代
金5万円 東京都 山下義彦
- 十日町ロータリークラブ(会長越川健次)
はこれほど市内4校(東下組小、飛渡第二小、真田小、野中小)にデスクオルガン各5台を寄贈しました。

停電のお知らせ

- 3月19日午前9時~正午まで
市役所通り(角屋興業~国道17号入口間)
- 3月23日午前9時~正午まで
稲荷町3(十日町バス降り奥全部十日町駅西側)
- 3月24日午前9時~午後1時
十日町市と殺場~十日町上水道~中野建設
- 3月25日午前9時~正午
山高線、角屋興業踏切より西側~十日町病院
通り交当り間

選挙事務室を移転

■市選挙管理委員会は、4月の統一地方選挙事務作業を行なうため、選挙事務室を統一地方選挙事務室とし、去月25日、市役所三階小会議室に移転しました。
電話 代表(分3)11番
有線電話 52515番

選挙、就職のシーズンです 転居届は早めに

- 3月から4月にかけて、入学、卒業、就職、転勤など、住所の変わる人が特になります。住所が変わるときには、忘れずに転居届を出してください。
- 転居の届出があると、旧住所の受付郵便局では、旧住所あてにきた郵便物を一年間だけ新住所に転送します。
- 転居届の用紙は、郵便局に用意してあります(十日町郵便局)

16ミリ映写技術講習会

■3月24日~26日の3日間、公民館本館で16ミリ映写機操作技術の講習会を開きます。受講希望者は3月19日までに社会教育課公民館へ申し込んで下さい。(社会教育課)

市税納付について

- 昭和45年度分の市税納期は、2月末日で全部終了いたしました。
- 今月は年度末ですのでお忘れの方は至急完納くださるようお願いいたします。
「お父さん、納税をすませてください。ぼくの家」

検察審査会の活用を

■犯罪被害者で検察官の不起訴処分や不処分の方は、検察審査会へ審査の申し立てをしてください。
<事務局>長岡、新潟、新井田、高田、佐渡の各裁判所内、長岡市信濃2丁目6番1号新潟地方裁判所控内 長岡検察審査会事務局
電話 代表(分)2141番

3月末までに手続きを <引揚者特別交付金>

- 引揚者等に対する特別交付金の請求期限は昭和46年3月31日までです。
- 該当すると思われる方は、市社会福祉事務所へ至急ご請求ください。

「特急とき」が六日町駅に停車

- 4月20日から「特急とき」が六日町駅に停車しますのでご利用ください。
- 上り第1とき 7時28分
- 下り第8とき 22時13分

火の元に十分ご注意ください

- 市消防本部は4月1日から4月7日までを防火週間とし、春季火災予防運動を繰りひろげます。
- 各家庭でも火の元には十分ご注意ください。

水質保全法で

信濃川水域指定

七月から水質基準適用

公共用水の水質を確保し、国民の健康と生活環境の保全を図るため、信濃川(下流)を「信濃川(下流)水質指定水域」として、七月一日から水質基準が適用される。これは、水質汚濁防止法(昭和45年法律第111号)に基づき、信濃川(下流)を「信濃川(下流)水質指定水域」として、七月一日から水質基準が適用される。これは、水質汚濁防止法(昭和45年法律第111号)に基づき、信濃川(下流)を「信濃川(下流)水質指定水域」として、七月一日から水質基準が適用される。

△水質基準の適用
これまでも、信濃川(下流)の水質基準が適用されていたが、このたびは、水質汚濁防止法(昭和45年法律第111号)に基づき、信濃川(下流)を「信濃川(下流)水質指定水域」として、七月一日から水質基準が適用される。

△水質基準の適用
これまでも、信濃川(下流)の水質基準が適用されていたが、このたびは、水質汚濁防止法(昭和45年法律第111号)に基づき、信濃川(下流)を「信濃川(下流)水質指定水域」として、七月一日から水質基準が適用される。

毎月10日は火の用心の日

市消防後援会で設定

毎月10日は火の用心の日。市消防後援会で設定。火の用心の日。市消防後援会で設定。火の用心の日。市消防後援会で設定。

火の用心の日。市消防後援会で設定。火の用心の日。市消防後援会で設定。火の用心の日。市消防後援会で設定。



未納は大損みんなで満額年金を

ちかづいた10年年金の支給
★10年年金とは、国民年金に希望加入者が10年間納めて65歳の誕生日を迎えた場合に受けとる老令年金です。
★国民年金が始まって10年、本年4月で満65を迎える方に、いよいよ年金の支給がはじまります。

■受給手続き
★満65に達した人、または65に達しない人も繰り上げて年金支給を希望する人は、4月から老令年金裁定請求書、あるいは通算老令年金裁定請求書を市民課国民年金係に提出ください。
★この際窓口で、取組、支払金融機関等をお聞きすることになります。

■未納者はいますぐ納めましょう
★わずか1か月の納め忘れがあっても年金額は6万円からいっぺんに38,080円に減ってしまいます。
★そのうえ70才からは老令福祉年金(月額2,000円)に切り替えられ、せっかく保険料をかけても意味がなくなってしまう。

★また免除を受けたことのある人で免除を受けた年度から10年以内であればいつでも追納できます。
★ただし、昭和36年度分を追納する場合は、3月中に納めないとし、時効により納められなくなりますのでご注意ください。

■時効の保険料はいまうちに
★国民年金の保険料は、納期から2年たちますと、時効が納めようとしても納められなくなります。
★しかし今回の10年年金の支給開始をひかえ、できるだけ多くの人から満額(6万円)の年金を受けてもらうため、特別な取り扱いで昭和47年6月まで(それまでに65になる人は65になるまで)の間ならば時効にならなくても納められます。1ヶ月450円の計算で納めることができますよになっています。
★もし、10年年金の該当者で、保険料を納めていない方がありましたら、至急市民課国民年金係に納付の手続きをしてください。

農業者年金とは

離農給付金の支給は
農地等の所有者が農地等を処分して離農した場合、離農給付金が支給されます。くわしいことは市農業委員会にご相談ください。【その要件とは】

- ◆55才以上でつぎの要件をみたす場合35万円
 - ①経営移譲が後継者移譲でないこと。
 - ②5年以上耕作しているか、または従事している者
 - ③耕作の事業に供している面積が50アール以上か、または年間経営に費下する時間が700時間をこえる者(30アール以上50アール未満のもの)
 - ④厚生年金などの被保険者でないこと(被保険者であっても移譲の日までの期間が一年未満である者)
- ◆耕作面積が30アール以上で上記①②③の要件を完了している者 15万円
- ◆55才未満(20才以上)でつぎの要件を充つ者 15万円
 - ①経営移譲が後継者移譲でなく5年以上耕作の者
 - ②農地等の面積が30アール以上で農業者年金に未加入または加入後3年未満の者